

重大事態への対応マニュアル(昼間小学校)

★いじめ事案発生★

- (1) 組織員の構成
 - ①既存の学校いじめ対策組織
調査組織の構成:(校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭)
 - ②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する
調査組織の構成:(学校評議委員、スクールカウンセラー)
- (2) マスコミへの対応
窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者: 教頭)

I 重大事態の発生(疑いを含む)

II 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
 - ③調査を行うための第三者組織(学識経験者、スクールソーシャルワーカー)

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体
- ③調査時期・期間
- ④調査項目
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)
- ③聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P18) → 時系列にまとめて分析する。
- ④情報の整理(詳細調査の実施P19)

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)
- ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)

【参考】学校いじめ対策組織の構成員

- (1) 外部人材には、スクールカウンセラー、学校評議委員、青少年補導センター職員、少年補導職員、警察経験者(スクールサポーター)、学校医等が考えられます。
※ 学校いじめ対策組織の構成員に外部人材の方になっていただく場合、事前に了承を得る必要があります。異動等も考慮し、前年度中に確認をするようにしてください。
- (2) 調査を行うための第三者(専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者)組織には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者などが考えられます。学校の状況に応じた人選をしてください。